

事務連絡
平成27年1月5日

各
都道府県
中核市
指定都市

老人福祉主管部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課

リステリア・モノサイトゲネスに係る周知について(依頼)

老人福祉行政の推進については、かねてより格段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第142号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成26年厚生労働省告示第496号)が本日公布され、これにより乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。)の一部が改正されたことから、別紙1のとおり「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成26年12月25日付け食安発1225第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)が、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あてに通知されたところです。

リステリア・モノサイトゲネスは動物の腸管内や環境中に広く分布している細菌で、食品を介して感染する食中細菌です。この細菌に感染することにより、高齢者、妊婦又はその他疾患により免疫機能が低下している者については重篤な症状に陥ることもあり、特に注意が必要であることから、別紙2のとおり「リステリア・モノサイトゲネスに係る周知・指導について」(平成26年12月25日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、基準審査課事務連絡)が各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部(局)あてに発出され、リーフレットを活用した衛生関係事業者等への周知・指導を依頼しております。

このため、貴部(局)におかれましては、リーフレットをご活用いただき、事業者等への情報提供に努めていただくようよろしくお願いいたします。